

船舶事故調査報告書

令和4年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年3月15日 05時27分ごろ（死亡時刻：3月15日07時23分）
発生場所	青森県むつ市脇野沢漁港寄浪地区 陸奥弁天島灯台から真方位314° 1,080m付近 （概位 北緯41°07.7′ 東経140°48.4′）
事故の概要	漁船明神丸は、航行中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年3月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 明神丸、4.3トン AM3-34654（漁船登録番号）、個人所有 11.99m（Lr）×3.02m×0.77m、FRP ディーゼル機関、254kW（動力漁船登録票による）、平成元年9月15日
乗組員等に関する情報	船長 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年6月22日 免許証交付日 令和元年8月5日 （令和7年6月21日まで有効） 甲板員A 79歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.5m、水温 約7℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員A、甲板員B、甲板員C及び甲板員Dが乗り組み、令和3年3月15日05時25分ごろ脇野沢漁港寄浪地区の係留地を出港し、同地区東方沖のほたて養殖施設に向かった。 本船は、船体中央部船尾寄りに機関室があり、同室後方の後部甲板の物入れの蓋の上には、船長が養殖施設での作業時に自身の腰掛け用に使う、‘プラスチック製の籠及びケースを結束バンドで結合した椅子’（以下「作業椅子」という。）が置いてあった。

本船は、船長が機関室の後方に設けた操舵スタンドに立って操船に当たり、甲板員Dが前部甲板に座り、甲板員B及び甲板員Cが後部甲板の物入れの蓋の上にそれぞれ後方及び左方を向いて腰を掛け、甲板員Aが船尾方を向いて作業椅子に腰を掛けていた。

(図1、写真1参照)

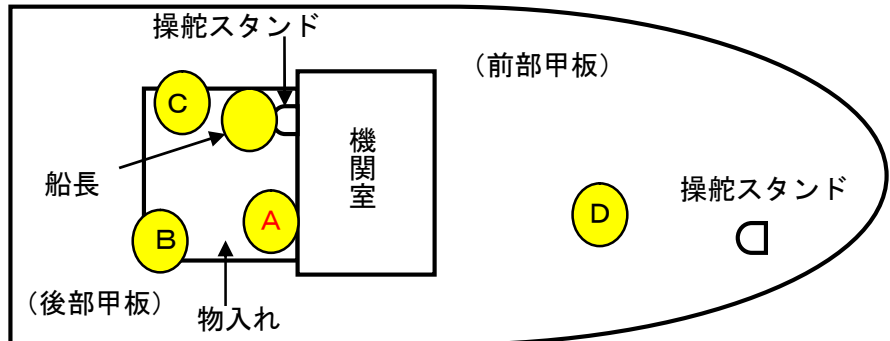


図1 出港時の乗組員の配置



写真1 後部甲板における甲板員の配置状況(再現)

船長は、本船が脇野沢漁港の南防波堤に向けて南進し、南防波堤西端付近をゆっくりと左転して通過したところで、波が立っていたので甲板員Aに作業椅子から降りるように伝えたのち、いつもどおり前部甲板右舷側の操舵スタンドに移動して操船を続けた。

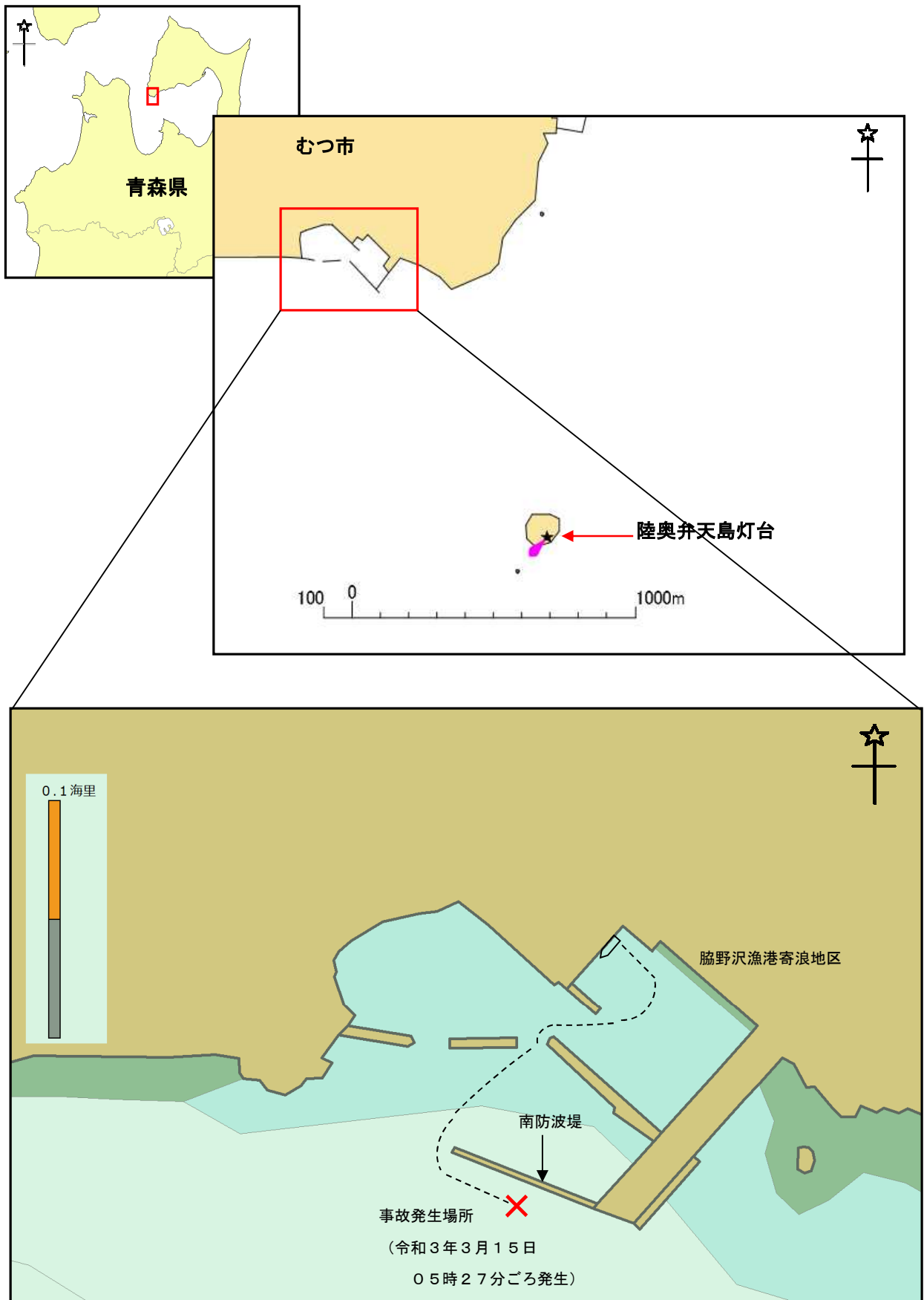
甲板員Bは、05時27分ごろ本船が「南防波堤の前面海域」(以下「本件海域」という。)を東南東進中、波を受けて動揺した際、背後から、「ガタン」と大きな音が聞こえたので振り返ったところ、甲板員Aの姿がなく、作業椅子が後部甲板の右舷側の通路に倒れていたため、同甲板員が落水したと思い、船長に報告した。

船長は、直ちに本船を右回りに反転させて救助に向かい、仰向けの状態で海面から顔を出している甲板員Aを発見し、甲板員B及び甲板員Dと共に、前部甲板に引き上げて声を掛けたが反応はなかったの

	<p>で、携帯電話で本事故の発生を家族に連絡し、救急車を要請するよう依頼した。</p> <p>甲板員Aは、心臓マッサージを施されながら帰港した後、救急車でむつ市内の病院に搬送されたが、07時23分医師により死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真3 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、後部甲板のブルワークの高さが約46cmあり、同ブルワークから左舷側に約90cmのところにある物入れの大きさは、縦約123cm、横約125cm、甲板上からの高さ約16cmで、物入れの蓋から作業椅子の座面までの高さは約56cmであった。(写真2参照)</p> <div data-bbox="571 712 1385 1303" data-label="Image"> </div> <p>写真2 作業椅子とブルワークの配置</p> <p>船長は、本件海域を航行する際、沖合からの波や防波堤からの返し波などを受けて、船体に動揺を感じていた。</p> <p>甲板員Aは、漁船の乗組員として約20年の経験があり、ふだんの様子と変わらなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、ヤッケ、合羽の上下、ゴム手袋及び作業用救命衣を着用してゴム長靴を履き、帽子をかぶっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員Aは、本船が、本件海域を沖合からの波や防波堤からの返し波などを受け、船体が動揺しながら東南東進中、ブルワークより約26cm高い後部甲板の物入れ上の作業椅子に腰を掛けていたことか</p>

	<p>ら、波を受けて動揺した際、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故当時、波高約 1.5 m の沖合からの波や防波堤からの返し波などを受けて船体動揺が生じていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件海域を沖合からの波や防波堤からの返し波などを受け、船体が動揺しながら東南東進中、甲板員 A が後部甲板の物入れ上の作業椅子に腰を掛けていたため、波を受けて動揺した際、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の乗組員は、航行中に暴露甲板上で待機する場合、船体動揺に備えて、ブルワークより低い場所に座る等、安全な姿勢を確保すること。 ・ 小型漁船の所有者は、航行中の船体動揺による暴露甲板の乗組員の落水防止のため、手摺り等を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真3 本船

